

只木ゼミ後期第6問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側は横領を「所有権の侵奪」と捉えるか。それとも「所有権の機能(所有権に基づく財物の正当な利用可能性)を危殆化する行為」と捉えるか。また、その理由は何か。
2. 弁護側は、横領罪の成立要件である「委託信任関係」は先行する横領行為があれば、それによって消滅し、後行行為の時点では同要件は満たされないと考えるか。また、その理由はいかなるものか。
- 10 3. 弁護側の立場では、先行行為が公訴時効などで処罰できない場合であっても後行行為は犯罪不成立となるのか。そうであるとすれば、それが妥当である理由は何か。

以上